

1 方針

國學院大學北海道短期大学部は、「國學院大學北海道短期大学部公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程」（平成27年4月1日施行）第10条第1号により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、「不正防止計画」を策定する。

2 不正防止計画

<p><b>【不正防止計画推進本部】</b></p> <p><b>不正防止計画の策定及び実</b></p> <p>國學院大學内部監査室と連携して、公的研究費の管理及び執行のモニタリングを行う。</p> <p>不正に対する告発及び相談の取扱及び調査に関する環境を整備する。</p> <p>その他公的研究費の運営及び管理並びに研究活動の確保に関する必要な事項を実施する。</p>
<p><b>【コンプライアンス推進責任者】</b></p> <p><b>コンプライアンス教育の実施</b></p> <p>公的研究費の使用ルール（科学研究費助成事業取扱い引）・責任・不正行為とは何か等を定期的に理解させ、受講状況、理解度を把握する。さらに構成員及び業者に対して、所定の誓約書を提出させる。</p>
<p><b>【研究倫理教育責任者】</b></p> <p><b>研究倫理教育の実施</b></p> <p>研究者等に求められる倫理規範の教育を定期的に実施し修得させる。構成員に対して、所定の誓約書を提出させる。</p>
<p><b>【公的研究費監査委員会】</b></p> <p><b>公的研究費監査の実施</b></p> <p>リスクアプローチに基づいた監査計画の立案及び見直しを行う。監査は全件に対して行う。</p> <p>監査結果の周知及び類似事例の紹介により再発防止を徹底する。</p> <p>推進本部によるモニタリングの検証を行う。</p> <p>その他公的研究費監査に関する必要な事項を行う。</p>